

「学校いじめ防止基本方針」



令和5年（2023年）12月改定

北海道大樹高等学校

学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは多種多様化し、学校だけでは対応が困難な事案も増加しています。また、いじめをきっかけに深く傷つき、不登校や自殺に及ぶ生徒もあり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題となっています。そこで、生徒達が意欲を持って自己実現に向けて充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見、早期解決を図るための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定めました。

※令和5年3月改定「北海道いじめ防止基本方針」に基づく

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

3 いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

4 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- (1) いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- (2) いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- (3) いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- (4) いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- (5) いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むに当たり、誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得ること踏まえて対応することや、事案に応じて「いじめ」という言葉を用いず柔軟に対応することが大切なため、次に挙げる基本的認識を踏まえ、いじめの「未然防止」と「早期発見」に取り組むと共に、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組めます。

(1) いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。

(2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

(3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

(4) いじめは、「けんか」や「ふざけ合い」であっても背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。

(5) いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。

(6) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

(7) いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

(8) いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

7 いじめの防止

「いじめは、どの学級、どの学校にも起こり得る」の認識をすべての教職員が持ち、「いじめが起こらない学級、学校づくり」等、未然防止に努めます。そのためには、生徒が発達

段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築できる力や、けんか等交友関係から生じたトラブルを解決し、人間関係を修復できる力を身に付け、変化の激しい社会にあって、自律し、粘り強く、たくましく生きていける力を育むよう努めます。

(1) 日常の授業における指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
- ・芸術教育やボランティア活動の充実による思いやりのこころの育成

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるネットモラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・生徒指導部便り等による情報発信（いじめ認知件数がない場合を含む）及び検証

8 いじめの早期発見

いじめの早期発見は早期解決につながります。そのためには、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努め、生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させるよう努めます。

また、生徒たちに関わる情報を教職員全体で共有し、保護者とも連携し情報収集します。

(1) いじめの発見

- ・いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙 3

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙 4

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・外部の相談機関の紹介
- ・スクールカウンセラーの活用

(5) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（5月、11月） ※必要に応じて追加して実施

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視せず、早期に適切な対応をします。いじめに遭

った生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けては、必ず学年・学校全体で組織的に対応します。また、いじめの再発を防ぐため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守ります。

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛、心配や不安を取り除くとともに、いじめられている生徒の立場や心情に配慮し、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・いじめ対策委員会とにじいろ委員会が連携しながら、組織的サポートを行う
- ・スクールカウンセラーによる教育相談を行う
- ・今後の対策について、ともに考える
- ・暖かい人間関係をつくるための支援を行う

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許さないという毅然とした態度で、いじめている生徒に、直ちにその行為をやめさせ、改善するまで指導を行う。また、本人が抱える問題を解決するための組織的指導体制・支援体制をとる。

- ・いじめの事実を確認する
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える
- ・いじめ対策委員会とにじいろ委員会が連携しながら、本人が抱える問題に対する教育相談を行う
- ・スクールカウンセラーによる教育相談を行う
- ・必要に応じてスクールソーシャルワーカーとの連携体制をとる
- ・その他、関係団体等の連携をとる

(2) 関係集団への対応

生徒達に、いじめを絶対に許さないという意思を持たせ、自分たちでいじめを止める力を育てる指導を行う。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・個人を尊重する集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースには学校への不信感が生じないように誠実に対応する。

- ・いじめられている生徒の立場に立ち、じっくりと話を聞く
- ・的確に事実を把握して迅速に対応し、早期に安心して登校できるようにする。
- ・親子のコミュニケーションや家族のサポートなどの協力を求める

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、詳細について説明する。

- ・被害生徒やその保護者の心情に配慮する
- ・保護者の協力が無い限り行動が改善できないことを理解してもらう

(4) 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な場合、情報の交換だけではなく、一体的な対応を行う。

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係機関との連携

- ・専門機関による家庭での養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・専門医による精神保健に関する相談
- ・専門医による精神症状についての治療、指導・助言

(5) 解消の判断

次の2つの要件が満たされていることを確認する。(必要に応じて他の条件も勘案し、「いじめ対策委員会」で判断する。)

①いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害生徒に対する心理的・物理的な影響を与える行為が相当期間止んでいること。
- ・期間は少なくとも3ヶ月を目安とし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害生徒本人及び保護者への面談等により確認する。
- ・学校は、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

7 インターネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為です。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発・協力依頼

- ・インターネット・SNS・スマートフォンの使用に関する保護者の見守り
- ・フィルタリング機能等の活用
- ・家庭でのルールづくり

②情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるネットモラル教育の充実

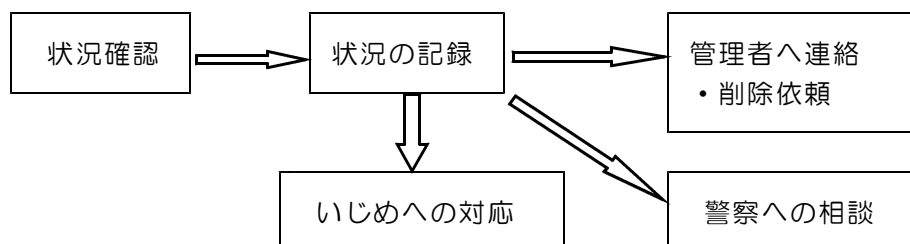
③インターネット・SNSについての講話・研修会の実施（保護者・教員、生徒）

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・道教委ネットトラブル未然防止のためのネットパトロールによる情報
- ・学校独自の定期的なネットパトロールによる情報

②不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、さらに、支援チーム等の支援を得て解決にあたります。

9 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題に取り組むためには、校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行います。

そのため「いじめ防止対策推進法」に基づき組織した「いじめ対策委員会」を中心として、教職員全員が共通理解を図り、総合的ないじめ対策を行います。

(1) いじめ対策委員会の設置について

- ①委員会は校長が任命した、教頭、生徒指導部長・学年主任（担任）・教育相談担当
- ②特別支援教育担当・養護教諭・スクールカウンセラー及び関係教諭をメンバーとして設置する。
- ③年間計画に従った定期的開催の他、事案発生時に開催する。

(2) 委員会の役割

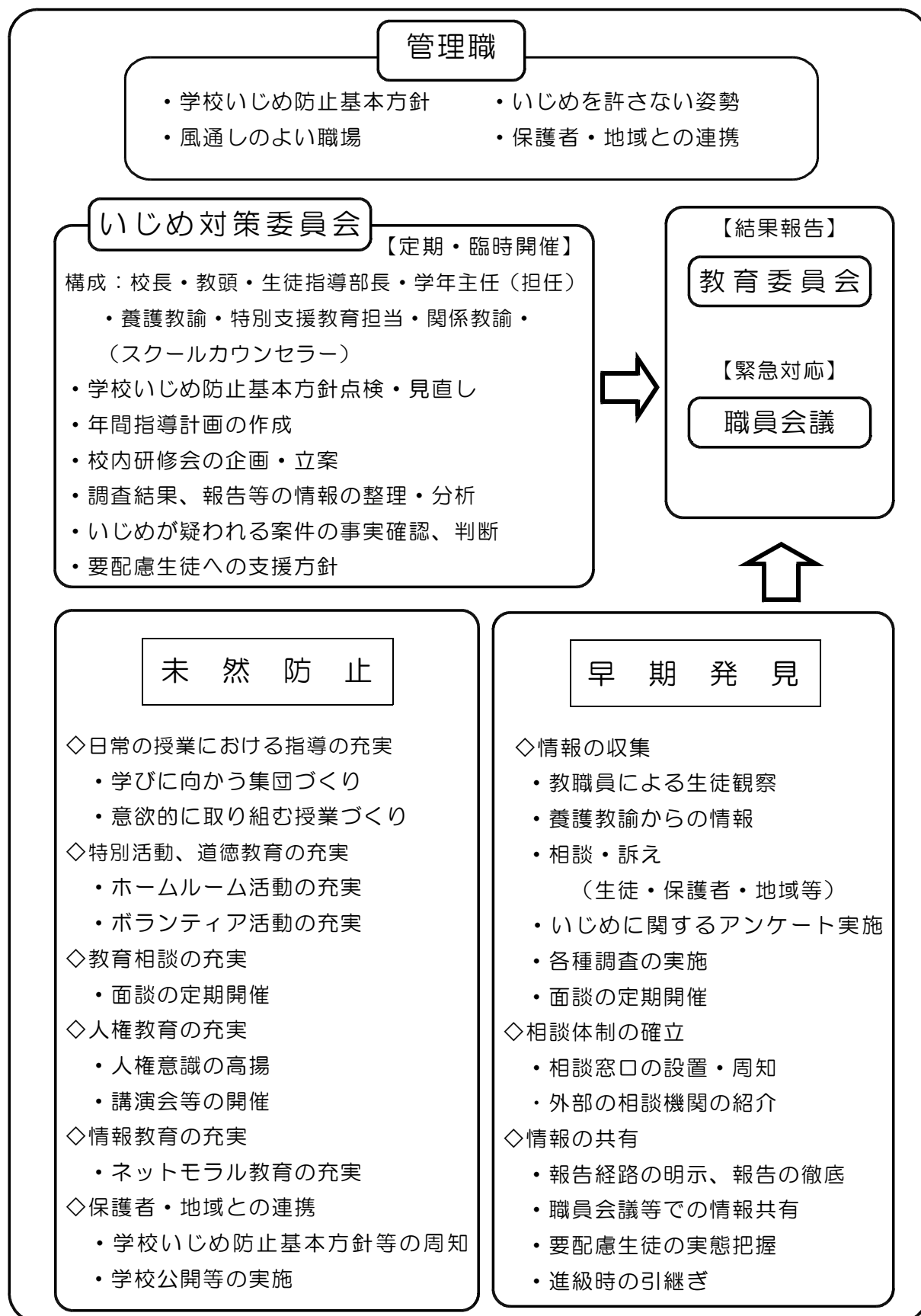
- ①日常の指導に係る対応（未然防止・早期発見）※別紙1
- ②緊急時の組織的対応（いじめへの対応）※別紙2
- ③いじめ事案対処等に関する「校内研修」の企画
- ④「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直し（毎年実施）

10 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備

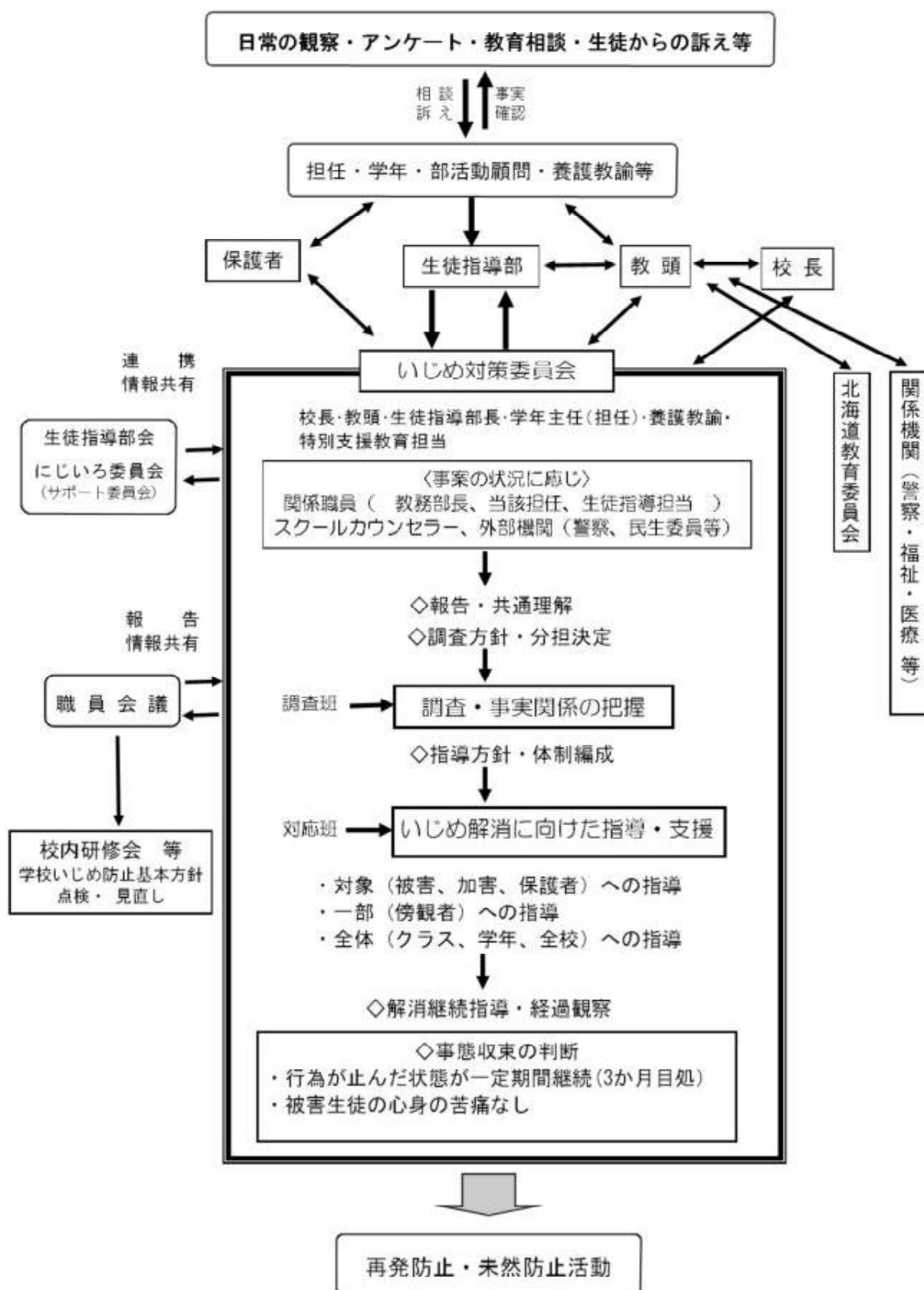
いじめの未然防止や早期発見のために、年度当初に組織体制を整備すると同時に、「学校いじめ防止プログラム」年間計画に基づく計画的指導を行います。

※別紙5（「学校いじめ防止プログラム」年間計画）

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



いじめへの組織的対応



別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多いことから、多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないよう努める。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている ☐ 体調不良を訴える ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる ☐ 教材等の忘れ物が目立つ ☐ 机周りが散乱している ☐ 決められた座席と異なる席に着いている ☐ 教科書・ノートに汚れがある ☐ 突然個人名が出される
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない ☐ 用のない場所にいることが多い ☐ ふざけ合っているが表情がさえない ☐ 衣服が汚れていたりしている ☐ 一人で清掃している
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする ☐ 個人に対するからかいや、それに対して煽る雰囲気がある ☐ 自己中心的な行動が目立ち、先導的存在の生徒がいる

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
☐ 嫌なあだ名が聞こえる ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い
☐ 壁等にいたずら、落書きがある ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

サ イ ン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする ☐ 受信したメールやSNSをこそこそ見たり、電話におびえたりする ☐ 不審な電話やメール・SNSがあったりする ☐ 遊ぶ友達が急に変わる ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える ☐ 食欲不振・不眠を訴える
☐ 学習時間が減る ☐ 成績が下がる
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする ☐ 自転車がよくパンクする ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる ☐ 大きな額の金銭を欲しがる

令和5年度 学校いじめ防止プログラム年間計画

月	事業内容	備 考
4	- 学校いじめ防止対策基本方針確認 - 学校いじめ防止プログラム年間計画 策定	
5	- 学校いじめ防止対策基本方針の策定 - いじめ把握のためのアンケート実施① - ハイパー Q.U①(1・2年)の実施	
6	- 教育相談の実施 - 子ども理解支援ツール「ほっと」の実施	
7	学校いじめ防止基本方針見直しのためのアンケート実施	令和5年(2023年)6月13日、教十第1904号通知
8	- 休業明け個人状況把握のためのアンケート実施① 「絆づくりメッセージコンクール」への参加 - いじめ未然防止についての校内研修	
9	学校いじめ防止基本方針(改訂版)の策定	学校ウェブページに公開
10		
11	- いじめ把握のためのアンケート実施② - 教育相談の実施	
12	学校評価アンケート実施	
1	休業明け個人状況把握のためのアンケート実施②	
2		
3	- 学校いじめ防止対策基本方針内容評価 - 学校いじめ防止対策基本方針内容検討	次年度へ向けた改善点などの検討
備考	- サポート会議(毎月定例・臨時で実施) - コミュニケーションスキルトレーニング実施(全学年、年4時間)	- いじめをうけている生徒がいないか、にじいろ(サポート)委員会で情報交換し、担任や学年との連携を密にし、未然防止・早期発見に努める。 - コミュニケーションが円滑に進みトラブルを防いだり、対処できたりする力を身につける。